

被保険者の皆様

2026 年度（令和 8 年度）から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

2026 年 1 月 9 日
大阪読売健康保険組合

2026 年 4 月から国の「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世代を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携の仕組みです。

26 年 4 月保険料（5 月納付分）より、国に代わって健康保険組合が徴収・納付を行います。健保組合は子ども・子育て支援金の代行徴収的な位置づけのため、支援金を健保組合の保険給付や保健事業に充てることはありません。

こども家庭庁は 12 月末、「国が示す一律の支援金率」を 0.23% とすることを通知しました。負担割合は事業主と被保険者の折半が原則のため、被保険者の納付分は、保険料算出の基礎となる標準報酬月額（給与の総額）に 0.115% をかけた金額になります。

国が示した年収別の試算によると、年収 600 万円の被保険者は、月額 575 円の支援金を負担します（事業主が 575 円を負担）。

任意継続被保険者は、現在適用している標準報酬月額に支援金率をかけた額を納めていただくことになります。

以上